

資料No.1

国民健康保険システム標準化
第1回合同ワーキングチーム

令和4年12月7日

国民健康保険システム標準化

令和4年度標準仕様書改訂 第1回合同ワーキングチーム

令和4年12月7日

目次

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容と今年度実施事項
2. デジタル庁方針の取り込みについて
3. 制度改正に関する要件の取り込みについて
4. 標準仕様書【第1.0版】の持ち越し事項の対応について
5. ゆうちょ銀行等金融機関や収納関係団体からの修正依頼事項に係る対応について
6. 政令市意見交換会について

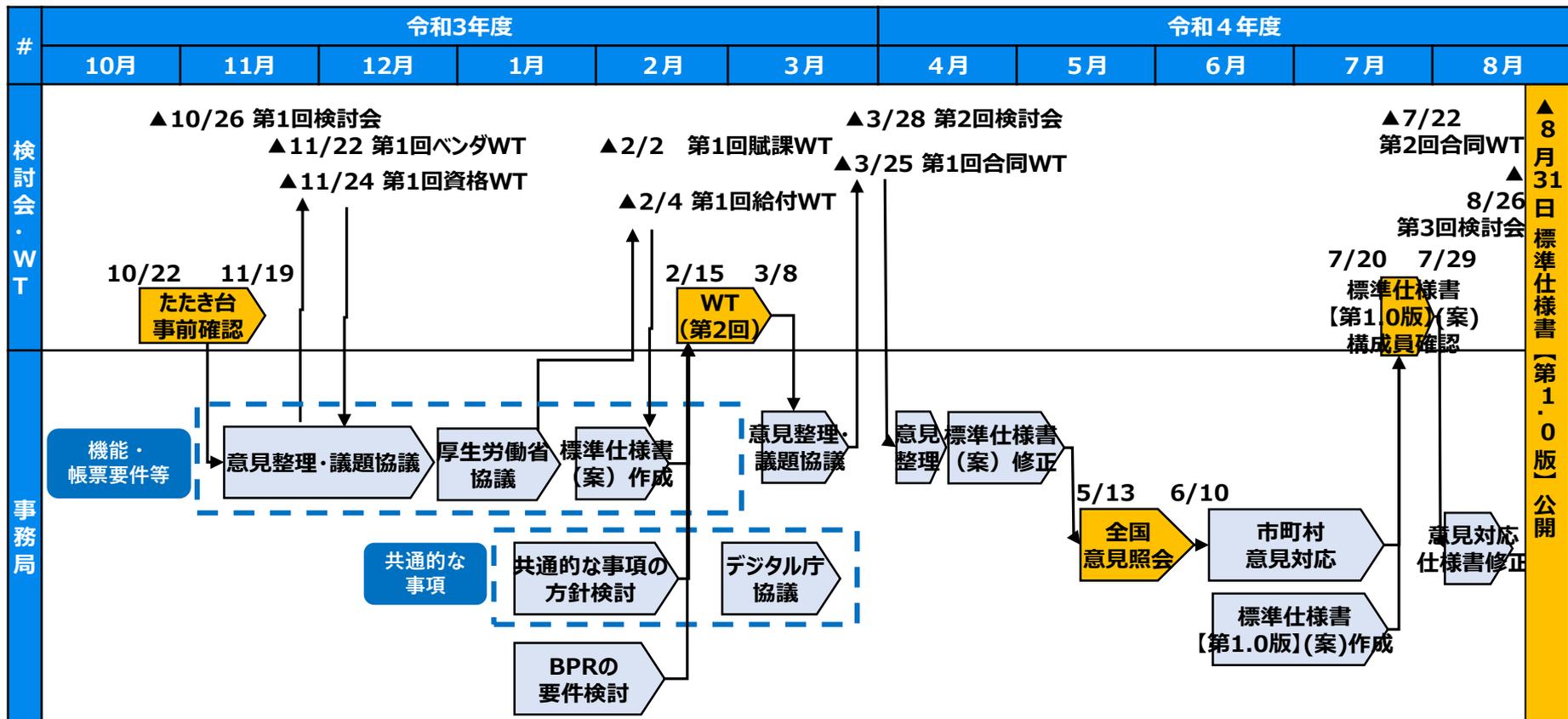
1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容と今年度実施事項

(1) これまでの実施スケジュール

令和3年10月から令和4年3月にかけて、事務局が作成した標準仕様書（案）のたたき台に対して構成員にご意見をいただき、その中で複数の構成員で意見が割れているもの、事務の統一や業務の在り方を検討する必要があるもの等について、各WTにて議論させていただいた。

第2回WT以降においては、事務局が作成した共通的な事項の検討資料や、たたき台に対するご意見を反映した標準仕様書（案）をご確認いただき、再度議論を行ったうえで、第2回検討会を経て標準仕様書（案）を取り纏めた後、全国意見照会を実施した。

全国意見照会にていただいたご意見について事務局において整理した対応方針と、作成した標準仕様書【第1.0版】（案）について、構成員にご確認いただいたうえで第3回検討会にお諮りし、令和4年8月31日に標準仕様書【第1.0版】を公開したところ。



1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容と今年度実施事項

(2) 実施した検討会及びワーキングチーム

国民健康保険システムの標準化においては、検討会及び各業務（資格管理、賦課管理、給付管理、ベンダ）ワーキングチーム（以下「WT」という。）の構成員にご協力いただき、以下の流れで検討を進めてきたところ。

#	会議	日程	概要	ご意見数
1	たたき台事前確認 (書面開催)	令和3年10月22日～ 令和3年11月19日	事務局にて作成した標準仕様書（案）のたたき台について、WT構成員にてご確認いただき、ご意見を回答いただいた。	6,761
2	検討会（第1回）	令和3年10月26日	国民健康保険システムの標準仕様書作成に向けた進め方等について、検討会へお諮りし、承認いただいた。	－
3	ベンダWT（第1回）	令和3年11月22日	たたき台事前確認にいただいたご意見のうち、標準オプション機能の要件追加に関するものについて、各ベンダの機能開発状況を基に議論した。	－
4	資格管理WT（第1回）	令和3年11月24日	たたき台事前確認にいただいたご意見のうち、複数の構成員にて意見が割れているものや事務の統一を検討する必要があるもの、国民健康保険システムとしての業務の在り方を検討する必要があるもの等について、自治体の実運用を基に議論した。	－
5	賦課管理WT（第1回）	令和4年2月2日		
6	給付管理WT（第1回）	令和4年2月4日		
7	WT（第2回） (書面開催)	令和4年2月15日～ 令和4年3月8日	WT結果を踏まえて作成した標準仕様書（案）等について、WT構成員にてご確認いただき、ご意見を回答いただいた。	1,300
8	合同WT	令和4年3月25日	WT（第2回）にてWT構成員よりいただいたご意見のうち、検討が必要なものについて、議論した。	－
9	検討会（第2回）	令和4年3月28日	検討経緯および検討・課題一覧について、検討会へお諮りし、事務局にて引き続き対応を進める旨を承認いただいた。	－
10	全国意見照会前 最終確認	令和4年4月5日～ 令和4年4月18日	合同WTの結果を反映した標準仕様書（案）について、WT構成員にて全国意見照会前の最終確認を実施いただいた。	254
11	全国意見照会	令和4年5月13日～ 令和4年6月10日	WT構成員の最終確認結果を反映した標準仕様書（案）について、全国意見照会を実施し、市町村からご意見を回答いただいた。	4,002
12	公開前 最終確認	令和4年7月20日～ 令和4年7月29日	全国意見照会の結果を反映した標準仕様書【第1.0版】（案）について、WT構成員にて公開前の最終確認を実施いただいた。	70
13	合同WT	令和4年7月22日	全国意見照会にて市町村よりいただいたご意見のうち、検討が必要なものについて、議論した。	－
14	検討会（第3回）	令和4年8月26日	標準仕様書【第1.0版】（案）及び申し送り事項について、検討会へお諮りし、標準仕様書【第1.0】版の公開をご承認いただいた。	－

(3) ご意見総数

これまでに実施した検討会・WTの回数と、いただいたご意見の総数は以下の通り。

検討会 : 3回
 WT : 7回（うち書面開催1回）
 ご意見数 : 12,387件（WT構成員：8,385件、全国意見照会：4,002件）

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容と今年度実施事項

(4) 課題・検討事項

これまで様々な検討・議論を行ったものの、標準仕様書【第1.0版】への取り込みを見送った検討・課題事項は以下のとおり。（各課題の詳細については、「【資料No.1別紙1】課題・検討事項一覧_国保」参照）

#	課題・検討事項	前回WT時点の状況	【資料No.1別紙1】の項番
1	マイナポータル・びったりサービスについて	必要となる手続きに対するご意見を基に事務局にて整理を行った上で厚生労働省等と協議し、国保として何を実装すべきか検討し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。	No1
2	引越しワンストップサービスのについて	仮登録時に必要となる機能に対するご意見を基に検討し、標準仕様書へ反映を行う必要があるが、デジタル庁から、住民記録システムの標準仕様書を踏まえ、今後関係府省と調整しながら令和5年度以降に向けて検討していくものと示されたことを受け、引き続き検討する。	No2
3	データ要件・連携要件仕様書の反映	デジタル庁からデータ要件・連携要件仕様書が公開され次第、標準仕様書に取り込む予定とする。	No3
4	帳票のユニバーサルデザインについて	標準仕様書【第1.0版】としての対応は見送ることとし、全国意見照会のご意見も含めて、今後の他業務の状況を考慮して引き続き検討していくこととする。 なお、ユニバーサルデザインという枠組みでは対応を見送るものの、個々の項目に対しての改善要求が届いた際には、対応可否を検討の上、今後対応を行うものとする。	No4
5	政令市向け標準仕様書作成について	標準仕様書【第1.0版】においては、政令市に係る機能を分けずに溶け込ませる現状の方針で進めることとした。しかしながら、標準オプション機能として記載している箇所が読み取りにくい、といった意見があるため、標準仕様書第1.0版の公開後、標準仕様書【第1.1版】に向けては、標準オプション機能として示すことはそのままとするものの、わかりづらいところは記載を見直していくこととする。	No5
6	地方単独事業に関する機能要件について	標準仕様書【第1.0版】が公開された以降、標準化の可否を検討した上で、標準化が可能な機能が存在した場合には標準仕様書に取り込み、標準化できない機能については外付けシステムの開発に必要な要件を仕様書案として特例的に示す等の対応も視野に検討を行うこととする。	No6
7	特定健診に係る業務について	特定健診については、各市町村において使用しているシステムが様々でありその実態も不明確な点が多いことから、標準仕様書【第1.0版】には記載せず、標準仕様書【第1.1版】以降に反映する予定とする。	No7
8	一部帳票のレイアウト改善について	納税通知や申請書等、一部市区町村が多く工夫されている帳票については、引き続き帳票レイアウトの改善を図る余地があるとの考えから、標準仕様書【第1.0版】が公開された以降も、全国意見照会結果やWT等の意見を踏まえ、標準仕様書【第1.1版】に向けてはいくつかの帳票について改善を図ることを検討する。	No8
9	機能IDについて	デジタル庁より令和4年7月7日に示されている「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」に基づき、機能要件の記載を細分化するとともに、細分化した機能要件毎に1つの機能IDを付与するよう、標準仕様書【第1.0版】が公開された以降に見直しを行うこととする。	No9
10	横並び事項について	横並び事項について、未反映のものや変更が生じたものについて、仕様書の改訂時に反映する予定とする。 未反映の事項は以下の通り。 ・庁内データ連携に関すること ・バッチ処理／一括処理に関すること ・バーコード、QRコードに関すること	No10

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容と今年度実施事項

(5) 今年度実施事項

今年度において、対応を予定している内容は以下の通り。

• **デジタル庁検討事項の取り込みについて**

課題・検討事項に含まれるデジタル庁から示された最新仕様書の反映及び改めてデジタル庁が検討会を開催して今後検討が進められる事項に対して標準仕様書への反映を検討する。

⇒後述【2章】に記載。

• **制度改正に関する要件の取り込みについて**

来年度に向けて想定される制度改正の内容を整理する。

⇒後述【3章】に記載。

• **標準仕様書【第1.0版】の持ち越し事項の対応**

標準仕様書【第1.0版】より持ち越した課題・検討事項について対応方針の決定、標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【4章】に記載。

今年度のスケジュールは以下の通り。

	令和4年度						令和5年度				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
標準仕様書 改版対応		△8/31 標準仕様書【第1.0版】公開						△2/28 標準仕様書【第1.1版】策定			
						△1/10 標準仕様書【第1.1版】(案)公開			△3/31 標準仕様書【第1.1版】公開		
					△12/7 第1回WT		△2/17 第2回WT				
					△12/23 第1回検討会		△2/27 第2回検討会				
						1/10~31					
					デジタル庁方針反映	WT 検討会	全国 意見照会	結果 反映	WT 検討会		
					R4~5制度改正反映						
					1.0版残事項検討・反映						

2. デジタル庁方針の取り込みについて

デジタル庁から示された最新仕様書の反映作業、及びデジタル庁が検討会を開催して今後検討が進められる事項について、現時点の状況と標準仕様書【第1.1版】（案）への反映状況は以下のとおり。

#	対応事項	詳細	状況	標準仕様書【第1.1版】（案）への反映状況
1	最新仕様書の反映	基本方針の差分取り込み	地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）【第0.8版】まで取り込み済みであるため、最新の仕様書において修正された差分の取り込みを行う必要がある。 また、標準仕様書本紙の導入部分について記載統一の方針が示されたため対応を行う。	・ 反映予定
2		共通機能標準仕様書の差分取り込み	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書（以下「共通機能標準仕様書」という。）【第0.8版】まで取り込み済みであるため、最新の1.0版において修正された差分の取り込みを行う必要がある。	
3		データ要件・連携要件標準仕様書の差分取り込み	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。）【第1.0版】について、標準仕様書【第1.0版】で規定している管理項目と突合し、不足項目があった場合はデータ要件・連携要件標準仕様書の修正を依頼する方向で検討している。一方で、以下#4に記載の検討会においてデータ要件・連携要件標準仕様書の課題検討が行われており、その検討結果も加味した上で対応予定とする。	・ 未反映 ⇒デジタル庁における検討結果が示され次第、順次対応を想定。
4	デジタル庁検討事項の反映	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会	共通機能標準仕様書、データ要件・連携要件標準仕様書の課題について検討を行うこととなり、以下の各WTにおいて検討を進め、年内にデジタル庁が整理を行った上で、調整が図られる予定となっている。	・ 未反映 ⇒デジタル庁より方針が示され次第、対応方針を検討予定。
5		データ連携ワーキングチーム	マルチベンダ構成の業務遂行において非常に重要な機能であり、事業者間で認識齟齬なく、実装するために必要な事項について、さらに具体化、詳細化するためのWTが進められている。	
6		宛名管理ワーキングチーム	データ連携において重要な要素であるとともに、個人の管理は自治体業務において必須であることから、仕様疑義や名寄せ・移行の方針確認を行うためのWTが進められている。	
7		申請管理ワーキングチーム	マイナポータルとの連携において、自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書との位置づけの整理、今後展望等を含め、認識を共有し、仕様疑義や個別APIの要否等の課題検討のWTが進められている。	
8		標準仕様の指定都市における課題等検討会	政令市における課題等を令和4年度内を目途に点検するため検討が進められている。	
9	実装類型の点検について	実装必須機能と整理された機能に対し、標準オプション機能へ変更が可能なものがないか検討が進められている。		

2. デジタル庁方針の取り込みについて

○ 文字要件について

共通機能等技術要件検討会において、文字要件については今後デジタル庁より方向性等が示される予定とされており、国保において対象となる氏名等については、住民記録システムから連携されるものであるため、他業務とも足並みを揃えることを前提とし、文字要件への対応方針を以下の通り整理した。

課題

国保を含む各業務の文字要件については、各業務横並びで「データ要件・連携要件標準仕様書の規定に準ずるもの」と標準仕様書に示しているところであり、データ要件・連携要件標準仕様書の文字要件については以下の通り示されている。

- ・ 住民記録システムにおいては、「文字情報基盤として整備された文字セットを保持する」とされているものの、標準化移行の過渡期においては、「文字情報基盤として整備された文字セットを、従来の文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間可能とする」と示されている。
- ・ 戸籍・住記等システム以外のシステムにおいては、住民に対して発行する証明書等に記載する氏名等について、「保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012、文字コードは JIS X 0221:2020 とする」とされたうえで、「文字情報基盤として整備された文字を表記する必要があるとデジタル庁が認める場合においては、氏名等に係る文字情報基盤として整備された文字とJIS X 0213:2012 へ縮退された文字を一意に変換して表示すること」とされている。

しかしながら、文字要件については、共通機能等技術要件検討会において「今後デジタル庁で改めて協議することとし、今後の進め方や年度内の対応内容をベンダに情報提供する」とされており、住民記録システムの文字要件が今後の方針によって変更となることが想定されているため、現時点で上記要件を令和7年度までの標準準拠システムへの切替の要件に含めて国保システムの改修を行うことはベンダにとって困難であると考える。

方針（案）

国保においては、ベースとなる住民記録システムの対応に合わせる必要があること、また、業務横並びで文字要件への対応方針を合わせる必要があると判断し、後期高齢支援システム等の検討内容に合わせ、標準仕様書【第1.1版】（案）に以下を追記することを検討している。

【本紙 第4章1.（2）文字について】に以下を追記（赤字下線箇所）

文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。

ただし、本件は、デジタル庁にて要件を再検討中のため、標準仕様書【第1.1版】においては本要件に適合することは求めないこととし、文字情報基盤文字が連携された場合に、取込可能な文字に縮退して取り扱うことを可能とする。

なお、連携元システムの文字要件の変更に対しては、デジタル庁から具体的な方針が示されていない状況であることから、今後方針が示され次第機能要件を再検討することとする。

3. 制度改革に関する要件の取り込みについて

制度改革の要件に関し、今年度対応する制度改革、及び今後対応が必要となる制度改革については以下のとおり。

#	項目	改正概要	対応状況	標準仕様書【第1.1版】(案)の修正対象
1	未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置	国民健康保険法施行令及び地方税法施行令において、国民健康保険料(税)の未就学児の被保険者均等割額を減額する法改正が行われたため、これに対応する機能修正を標準仕様書へ取り込む。	【第1.1版】(案)に取込予定	・ <u>帳票詳細要件、帳票レイアウト</u> ⇒帳票修正案を次ページ以降に示す。
2	公金受取口座を活用した公金給付の実施(追加)	「国民健康保険における公金受取口座を活用した公金給付の実施等について」(令和4年9月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)が発出され、「公的給付支給等口座を活用した公金給付の実施に向けて」(令和4年3月17日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)の内容が更新されたことを受け、対応内容の差分を整理し、標準仕様書へ取り込む。	【第1.1版】(案)に取込予定	・ <u>帳票詳細要件、帳票レイアウト</u> ⇒帳票修正案を次ページ以降に示す。 ※機能・帳票要件等については【第1.0版】で既に対応済みであり、内容の変更なし
3	出産育児一時金申請書のレイアウト変更	「出産育児一時金の支給申請における留意点について」(令和4年6月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)において、出産育児一時金の支給申請における留意点として、「当該様式を定めるに当たっては、死産児の御遺族の心情を斟酌した対応に努め、死産児の氏名の記載を求めることのないよう対応すること」が示された。これにより、出産育児一時金申請書の様式変更を、標準仕様書へ取り込む。	【第1.1版】(案)に取込予定	・ <u>帳票詳細要件、帳票レイアウト</u> ⇒帳票修正案を次ページ以降に示す。
4	共通納税システムによる国民健康保険税納付手続き	令和5年度から地方税の納付書に「地方税統一QRコード」を付した納付書により納付することが検討され、eLTAXの改修が行われることとなった。これにより、国民健康保険税を対象に地方税統一QRコードを利用した共通納税システムによる納税を可能とする機能要件を、標準仕様書へ取り込む。	【第1.1版】(案)に取込予定	・ <u>業務フロー</u> ・ <u>機能・帳票要件</u> ・ <u>帳票詳細要件、帳票レイアウト</u> ⇒仕様書修正方針案を次ページ以降に示す。
5	マイナンバーカードと健康保険証の一体化	「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指すことが示された。	今後方針確定次第、検討予定	—
6	産前産後保険料免除	国民健康保険に加入する自営業やフリーランスなどの女性を対象に、産前産後4カ月間の保険料を免除する方針が、社会保障審議会に示された。	今後方針確定次第、検討予定	—

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 「未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置」における帳票修正案

#	業務	帳票タイトル	修正案	見直し理由
1	賦課	02.国民健康保険料（税）決定(更正)通知書_現年度用 03.国民健康保険料（税）決定(更正)通知書_過年度用 06.国民健康保険料（税）納入通知書 10.納入通知書（連帳 一般）_四方式用 11.納入通知書（連帳 一般）_三方式用 12.納入通知書（連帳 口座）_四方式用 13.納入通知書（連帳 口座）_三方式用 14.納入通知書（連帳 納組）_四方式用 15.納入通知書（連帳 納組）_三方式用 16.納入通知書（単票） 17.過年度納入通知書（連帳 一般） 四方式用 18.過年度納入通知書（連帳 一般） 三方式用 19.過年度納入通知書（連帳 口座） 四方式用 20.過年度納入通知書（連帳 口座） 三方式用 21.過年度納入通知書（連帳 納組） 四方式用 22.過年度納入通知書（連帳 納組） 三方式用 23.過年度納入通知書作成（単票） 24.仮納入通知書（連帳）一般 25.仮納入通知書（連帳）口座 26.納入通知書（連帳_年間特徴者）_四方式用 27.納入通知書（連帳_年間特徴者）_三方式用 37.納入通知書（連帳 一般）_二方式用 38.納入通知書（連帳 口座）_二方式用 39.納入通知書（連帳 納組）_二方式用 40.過年度納入通知書（連帳 一般）_二方式用 41.過年度納入通知書（連帳 口座）_二方式用 42.過年度納入通知書（連帳 納組）_二方式用 43.納入通知書（連帳_年間特徴者）_二方式用 44.国民健康保険税決定(更正) 伺_現年度用 45.国民健康保険税決定(更正) 伺_過年度用	帳票詳細要件・帳票レイアウトについて、「未就学児均等割軽減額」の項目を追加する。	未就学児の均等割減額に対応するため。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) 「公金受取口座を活用した公金給付の実施(追加)」における帳票修正案

#	業務	帳票タイトル	修正案	見直し理由
1	資格	10.国民健康保険出産育児一時金支給申請書 11.国民健康保険葬祭費支給申請書	帳票レイアウトについて、公金口座利用有無をチェックする欄を「振込先」欄から分けて、「受取口座」欄として表記し、「 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。」・「 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。」と記載した2つのチェック欄を追加する。	令和4年9月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「国民健康保険における公金受取口座を活用した公金給付の実施等について」にて示された給付申請書（イメージ）に合わせるため。
2	資格	18.国民健康保険食事療養費標準負担額減額差額支給申請書	帳票レイアウトについて、「受取口座」欄を表記し、「 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。」・「 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。」と記載した2つのチェック欄を追加する。	
3	給付	01.国民健康保険高額療養費貸付支給申請書	帳票レイアウトについて、公金口座利用有無をチェックする欄を「貸付金振込先」欄から分けて、「受取口座」欄として表記し、「 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。」・「 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。」と記載した2つのチェック欄を追加する。	
4	給付	03.国民健康保険高額療養費支給申請書 14.高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 22.高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	帳票レイアウトについて、公金口座利用有無をチェックする欄を「受取口座」欄として表記し、「 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。」・「 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。」と記載した2つのチェック欄を追加する。	
5	給付	05.国民健康保険療養費支給申請書	帳票レイアウトについて、公金口座利用有無をチェックする欄を「現金・振込」欄から分けて、「受取口座」欄として表記し、「 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。」・「 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。」と記載した2つのチェック欄を追加する。	
6	収納	07.小口払資金支出命令書	帳票レイアウトについて、「受取口座」欄を表記し、「 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。」・「 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。」と記載した2つのチェック欄を追加する。 氏名欄に個人番号記入欄を追加する。	公金受取口座を活用した公金給付に対応するため。
7	収納	06.還付通知書	帳票レイアウトについて、2の通知文の内容を以下の通りに修正する。 【変更前】『公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスにチェックを記入してください。』 【変更後】公金受取口座を利用する場合は、「 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。」にチェックを記入してください。また、個人番号についても記入してください。	「07.小口払資金支出命令書」の修正案の公金受取口座を活用した公金給付に伴う修正に対応するため。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(3) 「出産育児一時金申請書のレイアウト変更」における帳票修正案

#	業務	帳票タイトル	修正案	見直し理由
1	資格	10.国民健康保険出産育児一時金支給申請書	帳票詳細要件・帳票レイアウトについて、「出産した被保険者の氏名」を削除する。	厚生労働省より発出されている令和4年6月14日付事務連絡「出産育児一時金の支給申請における留意点について」において、「出産育児一時金の支給に当たっては、出産又は死産等の事実確認のみで足り、出生児又は死産児の氏名まで確認することは不要であることを踏まえ、死産児の御遺族に配慮する観点から、出産育児一時金の支給申請における留意点」として、「当該様式を定めるに当たっては、死産児の御遺族の心情を斟酌した対応に努め、死産児の氏名の記載を求めることのないよう対応すること」が示されたため。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

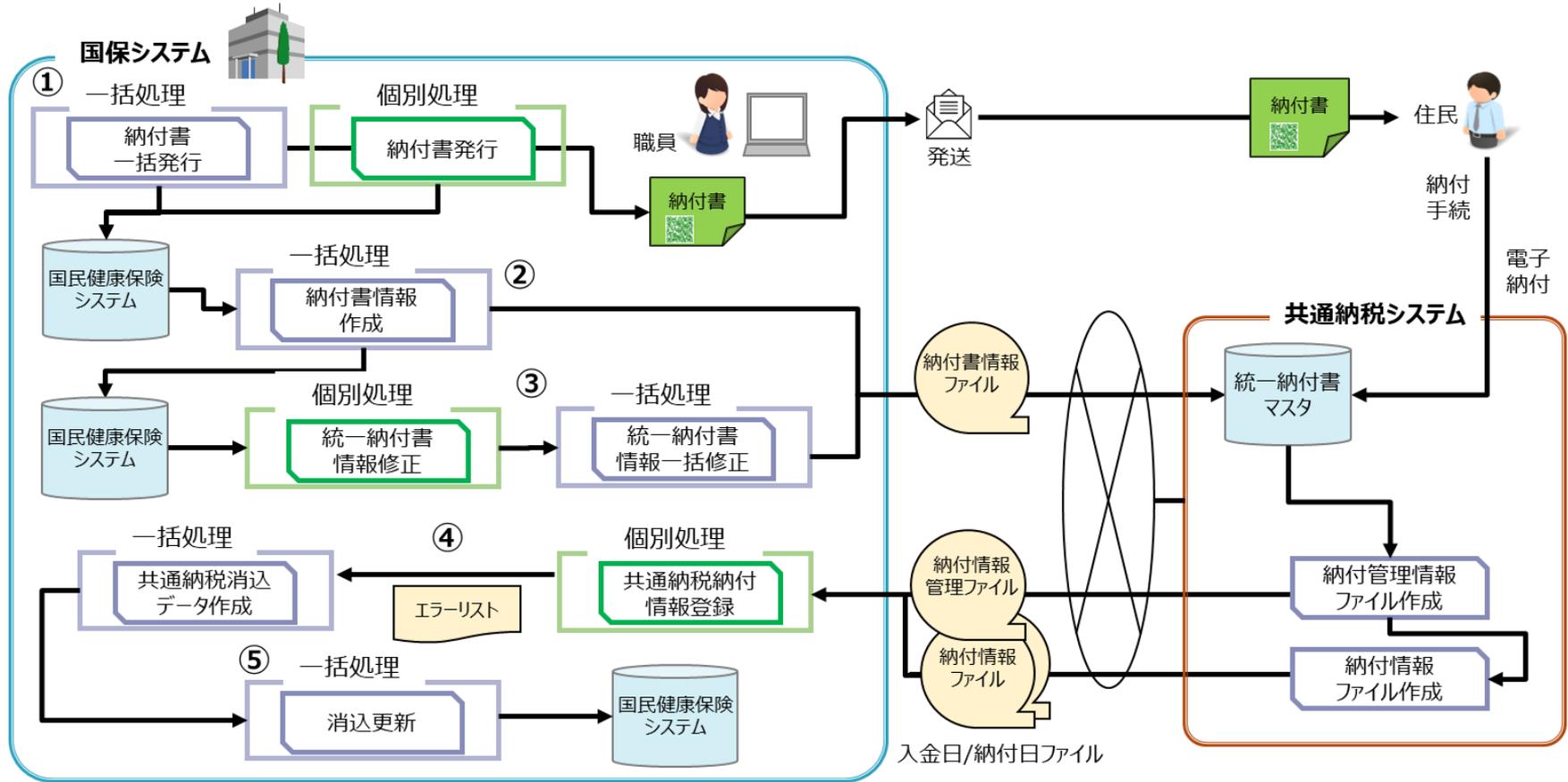
(4) 「共通納税システムによる国民健康保険税納付手続き」における仕様書修正方針案

- 令和5年度より国民健康保険税の納付にあたり、地方税共通納税システム（以下、「共通納税システム」という。）を利用した納付が可能となり、共通納税システムを利用した納付においては、地方税の納付書に「地方税統一QRコード」を付した納付書（以下「地方税統一QRコード納付書」という。）を活用して納付する運用が開始される。
- 上記の運用に対応するため、国民健康保険システムにおいて、地方税統一QRコード納付書を出力する機能や納付情報の管理を行う必要があることから、標準仕様書においても共通納税に対応するための機能を追加する。
- 共通納税システムによる国民健康保険税納付手続きへの対応に関する運用フローを検討し、必要な機能・帳票要件の案を記載する。
- なお、共通納税システムによる国民健康保険税納付手続きへの対応に関する機能については、実装必須機能として追加する予定である。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

■ 国民健康保険システムにおける共通納税システムを利用する運用の概要（運用フローのイメージ）

※国民健康保険システムで地方税統一QRコード納付書を作成し、納付書情報を共通納税システムに連携する。
共通納税システムより受領した納付情報より、国民健康保険システムで消込処理を行う。



【国民健康保険システム運用の概要】

- ① 市町村職員は、個別処理または一括処理により地方税統一QRコード納付書を作成し、納付義務者に発送する。
- ② 納付書発行履歴情報より地方税統一QRコード納付書の納付書情報を作成し、共通納税システムへアップロードする。また、共通納税システムへ連携した納付書情報の納付状況を管理するため、統一納付書情報をデータベースに登録する。
- ③ 統一納付書情報と収納マスタ等により、完納や時効など理由により納付不可とする納付書情報を作成し、共通納税システムへアップロードする。
- ④ 共通納税システムより受領した納付情報を登録し消込データを作成する。なお、システムに登録時に関連チェックによりエラーとなった納付情報はエラーリストに出力する。
- ⑤ 共通納税消込データについて消込更新処理を実施し、収納マスタに納付情報を反映する。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

■ 国民健康保険システムにおける共通納税を利用する機能の概要（機能・帳票要件イメージ）

共通納税システムを利用する運用の概要で検討した運用フローを基に機能・帳票要件の案を以下に記載する。

運用の概要	機能要件	実装区分	要件作成における経緯・留意事項等
①	共通納税システム連携および地方税統一QRコード納付書の使用有無を選択できること。	◎	地方税統一QRコード納付書を利用する市町村では、納付書に「eL-QR」、「eLマーク」および「eL番号」を出力する必要があり、国民健康保険においては、保険税を採用している市町村で共通納税システムを活用した納付を希望する市町村のみが使用することとなる。 そのため、保険料を採用している市町村や保険税の市町村において共通納税システムを利用しない市町村では、従来の納付書を利用できるように、共通納税システム連携および地方税統一QRコード納付書の使用有無を選択できることを実装必須とする。
	地方税統一QRコード納付書を作成できること。	◎	
	地方税統一QRコード納付書を一括作成できること。	◎	
	地方税統一QRコード納付書の発行履歴を登録できること。 【管理項目】 ・案件特定番号 ・税目料金番号 ・QRコード支払期限日 ・納付書情報作成年月日 ・納付可否区分 ・共通納税確認番号 ・QRコード ・納付書情報作成済フラグ ・登録区分	◎	
②	地方税統一QRコード納付書の発行履歴を基に、共通納税システムに連携する統一納付書情報を作成できること。 【管理項目】 ・納付書情報ファイル	◎	
③	統一納付書情報と収納情報等により、完納や時効等の理由により納付不可とする対象を抽出し、共通納税システムに連携する納付書情報を作成できること。 【管理項目】 ・納付書情報ファイル	◎	
	統一納付書情報を個別に納付不可として更新し、共通納税システムに連携する納付書情報を作成できること。 【管理項目】 ・納付書情報ファイル	◎	

【実装区分の凡例】◎：実装必須機能、○：実装オプション機能、×：実装不可機能

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

■ 国民健康保険システムにおける共通納税を利用する機能の概要（機能・帳票要件イメージ）

運用の概要	機能要件	実装区分	要件作成における経緯・留意事項等
④	共通納税システムから連携された納付情報を登録できること。 【管理項目】 ・納付情報管理ファイル ・納付情報ファイル（入金日） ・納付情報ファイル（納付日）	◎	
	共通納税システムから連携された納付情報を登録する際に、統一納付書情報と収納情報等との関連チェック（対象データの登録有無、時効判定等）を実施し、関連エラーとなった対象を登録対象外にできること。	◎	
	共通納税システムから連携された納付情報を登録する際に、関連エラーとなった対象について、エラーリストに出力できること。	◎	
⑤	共通納税システムから連携された納付情報を基に、消込データを作成できること。	◎	
	共通納税消込データを参照し、消込情報の更新ができること。	◎	

【実装区分の凡例】◎：実装必須機能、○：実装オプション機能、×：実装不可機能

■ 国民健康保険システムにおける共通納税機能に使用する帳票の概要（帳票イメージ）

○ 帳票詳細要件・帳票レイアウトにおける納付書に追加する項目は、地方税共同機構より示された地方税統一QRコード納付書の作成基準に従う。

※ 後述「5. ゆうちょ銀行等金融機関や収納関係団体からの修正依頼事項に係る対応について」参照

4. 標準仕様書【第1.0版】の持ち越し事項の対応について

課題・検討事項の現在の対応状況は以下の通り。（各課題の詳細については、「【資料No.1別紙1】課題・検討事項一覧_国保」参照）

#	課題・検討事項	対応方針および対応状況	標準仕様書【第1.1版】（案）への取込有無	本日議題対象	【資料No.1別紙1】の項番
1	マイナポータル・びったりサービスについて	引き続きデジタル庁・厚生労働省等と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。	取込なし	—	No1
2	引越しワンストップサービスのについて	引き続きデジタル庁・厚生労働省等と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。	取込なし	—	No2
3	帳票のユニバーサルデザインについて	デジタル庁より方針が示され次第、他業務の検討状況等も鑑みて対応方針を検討する予定。 対応時期は、現時点では未定。	取込なし	—	No4
4	政令市向け標準仕様書作成について	現状、標準オプション機能として記載している政令市要件を整理し、読み取りにくい箇所や、不足している要件等の記載を見直し、政令市向けの機能要件を拡充することとしている。 機能要件の整理に当たっては、「政令市意見交換会」を開催し、検討を進める予定としており、本意見交換会の詳細については、後述【6章】に記載する。	取込なし	—	No5
5	地方単独事業に関する機能要件について	引き続き厚生労働省と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。	取込なし	—	No6
6	特定健診に係る業務について	現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討する。	取込なし	—	No7
7	一部帳票のレイアウト改善について	改善対象帳票を選定し、改善内容の事務局案を作成したところ。 対応方針について、本日の議題とさせていただきます。	取込予定	○	No8
8	機能IDについて	デジタル庁から示されている方針に従い、機能要件の記載の細分化及び機能IDの再付番作業を実施し、標準仕様書【第1.1版】（案）に反映する。	取込予定	—	No9
9	バッチ処理／一括処理に関すること（横並び事項より）	バッチ処理対象機能を選定し、標準仕様書【1.1版】（案）に示す予定としている。対象機能の選定方針について、本日の議題とさせていただきます。	取込予定	○	No10
10	バーコード、QRコードに関すること（横並び事項より）	バーコード・QRコードを必要とする帳票の再点検を行い、過不足や統一性の逸脱等があった場合は修正を行う予定。 対象帳票の選定方針については、本日の議題とさせていただきます。	取込予定	○	No10

4. 標準仕様書【第1.0版】の持ち越し事項の対応について

前ページにお示した課題・検討事項の対応に関して、本WTにて確認又は議論いただく必要があると考えられる議題を事務局において整理したため、以下にて共有させていただく。

(1) 一部帳票のレイアウト改善について

課題

標準仕様書1.0版においては、原則帳票レイアウトはカスタマイズ不可と示しており、印字位置の変更等も不可とし、仕様書に示す通りに利用いただくこととした。

一方で、全国意見照会においては、帳票レイアウト改善に関するご意見を多数いただき、納税通知や申請書等、一部市区町村が多く工夫されている帳票については、引き続き帳票レイアウトの改善を図る余地があるとの考えから、標準仕様書【第1.0版】が公開された以降も、全国意見照会結果やWT等の意見を踏まえ、標準仕様書【第1.1版】に向けてはいくつかの帳票について改善を図ることとした。

方針（案）

事務局において、全国意見照会や過去のWTにおける帳票レイアウトの改善に関する意見を整理し、改善要望が多い帳票の洗い出しを行い、対象帳票と修正内容の改善案を作成したものを、「【資料No.1別紙2】帳票レイアウト改善方針案」に示す。対象帳票の過不足、または修正内容について、ご意見いただきたい。

4. 標準仕様書【第1.0版】の持ち越し事項の対応について

(2) バッチ処理／一括処理に関すること

課題

標準仕様書【第1.0版】においては、実装方法については、ベンダの創意工夫に委ねられるものとし、オンライン処理及びバッチ処理のどちらで実装するか等の実装方法を指定するような記載は行わないこととしている。

しかしながら、デジタル庁から示された横並び調整方針において、どの機能についてバッチ処理を必要とするか、という点については、各業務特性にあわせ、制度所管府省が検討し、標準仕様書に規定することとされた。

国保として、どの機能をバッチ処理機能として規定するか検討を行い、対象機能を標準仕様書に示す対応が必要となる。

方針（案）

バッチ処理機能とすべき対象機能の選定については、以下の方針で、対象を洗い出し、標準仕様書に示すことideいがか。

- 機能・帳票要件において、「一括」として示した処理については、特定の情報を一度に登録・更新・削除・出力する機能を指すものとし、バッチ処理機能による実装を原則とする。
- 但し、標準オプション機能の中で「一括」と記載のある機能については、バッチ処理による実装に限定しないものとする。
- 「一括」として示していない処理については、ベンダの実装方針に委ねるものとする。

上記の方針についてご意見いただきたい。

4. 標準仕様書【第1.0版】の持ち越し事項の対応について

(3) バーコード、QRコードに関すること

課題

帳票に印字するバーコード、QRコードに関しては、帳票の目的に応じて必要と判断される帳票には、印字項目として標準仕様書【第1.0版】において示したところである。

デジタル庁から示された横並び調整方針において、業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コードについては、各業務特性によって二次元バーコードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性あわせ対応を各府省で検討し、規格を指定するものとされた。

国保としては、バーコード、QRコードを必要とする帳票の選定基準を定め、その基準に沿って標準仕様書の再見直し、反映を行うこととする。

方針（案）

国保においてすでに規定しているバーコード類と対象帳票の方針は以下のとおり。

- カスタマバーコードは、大量印刷物を対象として、実装必須項目としている。
- コンビバーコードは、納付書において必要となるため、該当帳票に実装必須項目としている。
- QRコード（納付用）は、納付書において必要となるため、該当帳票に税の場合は実装必須、料の場合は出力不可としている。
- 簡易書留バーコードは、印字が必要となる帳票は主に証関連のみであることから、資格管理の証関連帳票について標準オプション項目としている。
- 返送用QRコードは、住民へ送付した帳票が返送された場合に、その後何らかの事務を行う必要がある帳票を対象として、標準オプション項目としている。

標準仕様書の再点検を行い、上記の方針の通り示されているか確認を行い、過不足や統一性の逸脱等があった場合は、必要に応じて修正を行う予定としている。

次ページに各項目の印字対象帳票を示す。対象帳票の過不足等あればご意見頂戴したいと考えている。

5. ゆうちょ銀行等金融機関や収納関係団体からの修正依頼事項に係る対応について

- 標準仕様書【第1.0版】に示した納付書の帳票レイアウトについて、ゆうちょ銀行等から厚生労働省に対して「カク公やページのマークを記載して欲しい」等の修正依頼があったことを受け、事務局にて仕様書の修正を行った。
 - ※依頼の内容については、抜粋した内容を次ページに示す。
 - ※後期高齢者医療・介護保険においても同様の対応を実施
- 今回の対応については、帳票レイアウトの修正が主であることや、本件の依頼元であり、実際に収納業務に携わる下記5団体において、修正内容の確認が終了していることを踏まえ、差替え版の公表に向けた手続き等について厚生労働省と協議した結果、今回の修正結果については本資料をもって報告させていただくこととし、検討会としての議論は要しないものと整理させていただいたので、ご了承いただきたい。
 - ゆうちょ銀行
 - 全国銀行協会
 - 日本代理収納サービス協会
 - 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
 - 日本マルチペイメントネットワーク運営機構
- なお、修正した帳票レイアウトについて、上記5団体において確認済みであるものの、標準仕様書に示すレイアウトをそのまま使用することはできず、各市町村において実際に使用する帳票に対する金融機関の様式審査手続き（スキャナによる読み取りテスト）が必要であることにご留意いただきたい。
- また、上記5団体の確認が完了後、厚生労働省より令和4年12月末日途で差し替え版の公開を予定している。

5. ゆうちょ銀行等金融機関や収納関係団体からの修正依頼事項に係る対応について

○ 依頼内容と修正内容（抜粋）

#	対象帳票	依頼内容	修正内容
1	[賦課] 33.納付書 [賦課] 35.連帳用納付書 1 [収納] 01.納付書 1	M P N 標準帳票であれば、ページマークの記載が必要	「ページマークはページ導入済み地方団体のみで使用でき、帳票レイアウトはMPN標準帳票ガイドライン等の仕様書に沿って作成する必要がある。」旨の補足を追記。
2	[賦課] 33.納付書 [賦課] 35.連帳用納付書 1 [収納] 01.納付書 1	「国民健康保険料」で地方税統一QRコードの付与対象外の場合は、空欄に変更	税用と料用で帳票レイアウトを分離。
3	[賦課] 33.納付書 [賦課] 35.連帳用納付書 1 [収納] 01.納付書 1	<input type="checkbox"/> 公（枠囲みの中に公）の文字の追記	依頼内容の通り修正。
4	[賦課] 34.郵便払込票 [収納] 02.払込取扱票	「掛金」を「料金」に修正	依頼内容の通り修正。

○ 帳票レイアウト修正箇所（抜粋）

公（枠囲みの中に公）の文字を追加

ページマークを追加
※記載にあたっての注意事項は本紙に追加

帳票IDとMTIDの枠内を空欄に変更

6. 政令市意見交換会について

- 政令市に係る要件については、デジタル庁において「標準仕様の指定都市における課題等検討会」が立ち上げられた。令和4年11月8日に開催された「標準仕様の指定都市における課題等検討会（第1回）」において、検討手順及び各手順の対応スケジュールが以下の通り示され、令和4年度内に成案をまとめていく予定とされている。

具体的な検討方法

- これまで各業務システムにおいて検討会で検討されてきた議論を活かすためにも、各仕様書に指定都市が意見した内容をもとに議論を進めるのが適当であり、以下のとおり進めてはどうか。

検討の手順

- ①【デジタル庁】過去の意見照会のカテゴライズ（制度的・組織的な必須記載内容の不足の点検など）【作業着手済・11月下旬まで】
 - ②【デジタル庁】①の際に、過去の意見照会で反映を見送った理由を関係府省庁から集約【作業着手済・11月下旬まで】
 - ③【指定都市】②をもとに、他指定都市の意見照会回答も含め○×で判定し、全指定都市及び関係府省庁と共有【1月半ばまで】
 - ④【協力事業者】③について、技術的な観点でパッケージに取り込めるか確認【2月半ばまで】
 - ⑤【デジタル庁、関係府省庁、指定都市】②③④を確認し、異論があるものについて再調整し、成案をまとめていく【2022年度内目標】
- ※成案決定後速やかに仕様に反映を行うが、原則として成案を採用することを関係者間で合意し、開発に支障が生じないようにする。

- 成案策定に向けて、仕様書を策定する立場である国が役割を果たしつつも、BPR等も含めた指定都市内での意見集約の役割が非常に重要。

具体的には、③の判定に当たり、以下を決定方法のベースラインとし、適宜協議していく形としてはどうか。

決定方法のベースライン（原則）

- ・過半数以上の採用意見があるものを優先的に採用する。
- ・実装しないと多大な業務影響を生じるものがある場合を考慮し、少数意見であっても、採用すべきかどうかについて適宜、指定都市内での議論・調整を行う。
- ・人口規模や処理件数などを踏まえて複数案（最大でも2【P】）とすることは可とする。

2

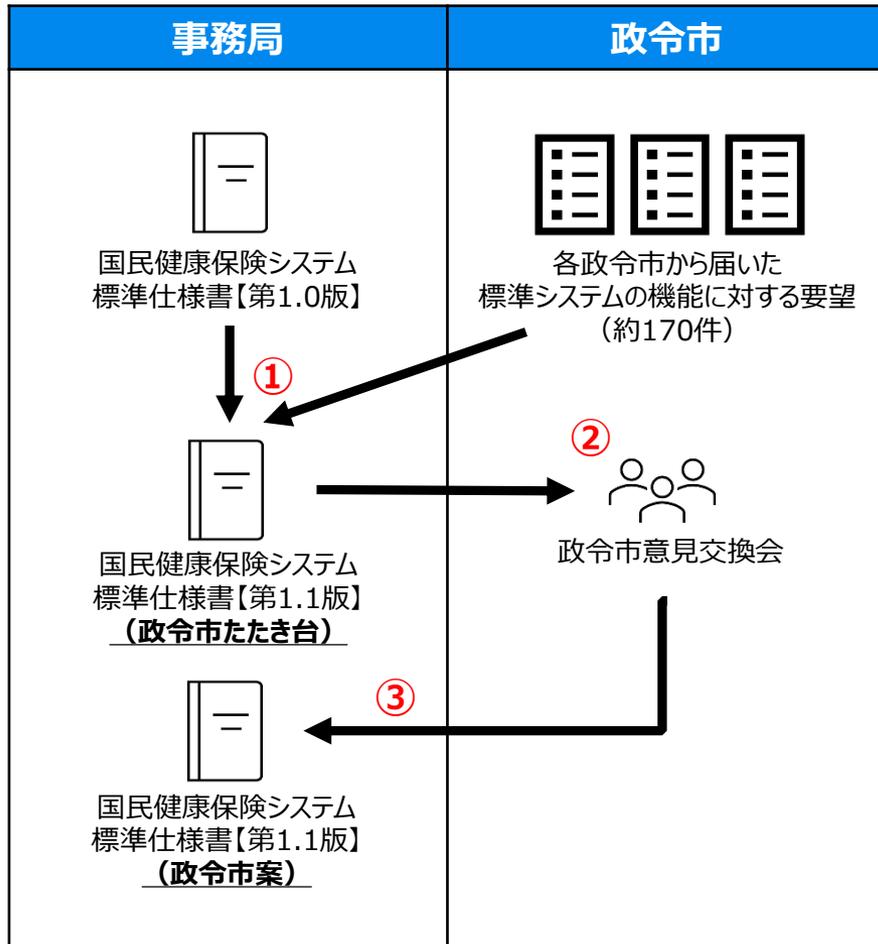
「標準仕様の指定都市における課題の検討体制・手順（案）について」より抜粋

6. 政令市意見交換会について

- 一方、国保においては、一般市向けの「標準オプション機能」の中に溶け込ませる形で標準仕様書【第1.0版】を示しているが、全国意見照会において、「どの機能要件が政令市向けのものなのかが分かりづらい」といったご意見を頂いたことから、【第1.1版】に向けた持ち越し事項として、記載の見直しを行う予定としていたところ。
- また、国民健康保険中央会においては、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）の導入を検討されている政令市より、標準システムに対する政令市特有、又は大規模市にとって必要な機能の要望を頂いており、全国意見照会で寄せられた内容と同様のものが多いことから、要望を整理し標準仕様書に取り込むことで、政令市向けの機能要件をより充実したものにできると考えており、上述した記載の見直しと併せて対応したいと考えている。
- 政令市向けの機能要件を検討するにあたっては、事務局において標準仕様書【第1.1版】（政令市たたき台）を作成後、政令市意見交換会を開催し、政令市から実態を踏まえた意見を聴取することとする。いただいた意見については、事務局で取り纏めのうえ、WT資料や標準仕様書【第1.1版】（政令市案）に取り込む想定としており、次ページに、「標準仕様書【第1.1版】（政令市案）の策定までの流れ（案）」を示す。
- ただし、前述の通り、デジタル庁において全業務横並びで検討会による検討が行われることから、他業務との足並みを揃えつつも、最終的には、デジタル庁から示される方針と国保独自の検討結果とを合わせ、【第1.1版】にどのように反映し公開するか、今後検討していく予定である。

6. 政令市意見交換会について

- 標準仕様書【第1.1版】（政令市案）の策定までの流れ（案）を以下に示す。



【各作業の概要】

①	事務局にて、【第1.0版】で示した政令市向けの機能要件と、各政令市から届いた標準システムの機能に対する要望を、「実装必須機能」「標準オプション機能」に整理し、【第1.1版】 （政令市たたき台） （※1）を作成する。
②	各政令市から届いた要望のうち、同一の機能に対して異なる要望が届いているものや、事務局にて議論が必要と判断したものについて、政令市意見交換会を開催し、意見聴取を行う。 なお、政令市意見交換会の構成員は以下を想定している。 <u><政令市>・・・標準システムの導入を検討中又は大型の政令市</u> 横浜市、名古屋市、札幌市、さいたま市、京都市、大阪市、神戸市、仙台市 <u><ベンダ>・・・政令市向けシステムを開発している主要業者</u> NEC、富士通、日立
③	事務局にて、政令市意見交換会での結果を踏まえ、【第1.1版】 （政令市案） （※2）を作成する。 （上記の対応後、並行して検討を進めている【第1.1版】（案）に【第1.1版】（政令市案）をマージし、WT・検討会での審議を経て、【第1.1版】として公開する予定。）

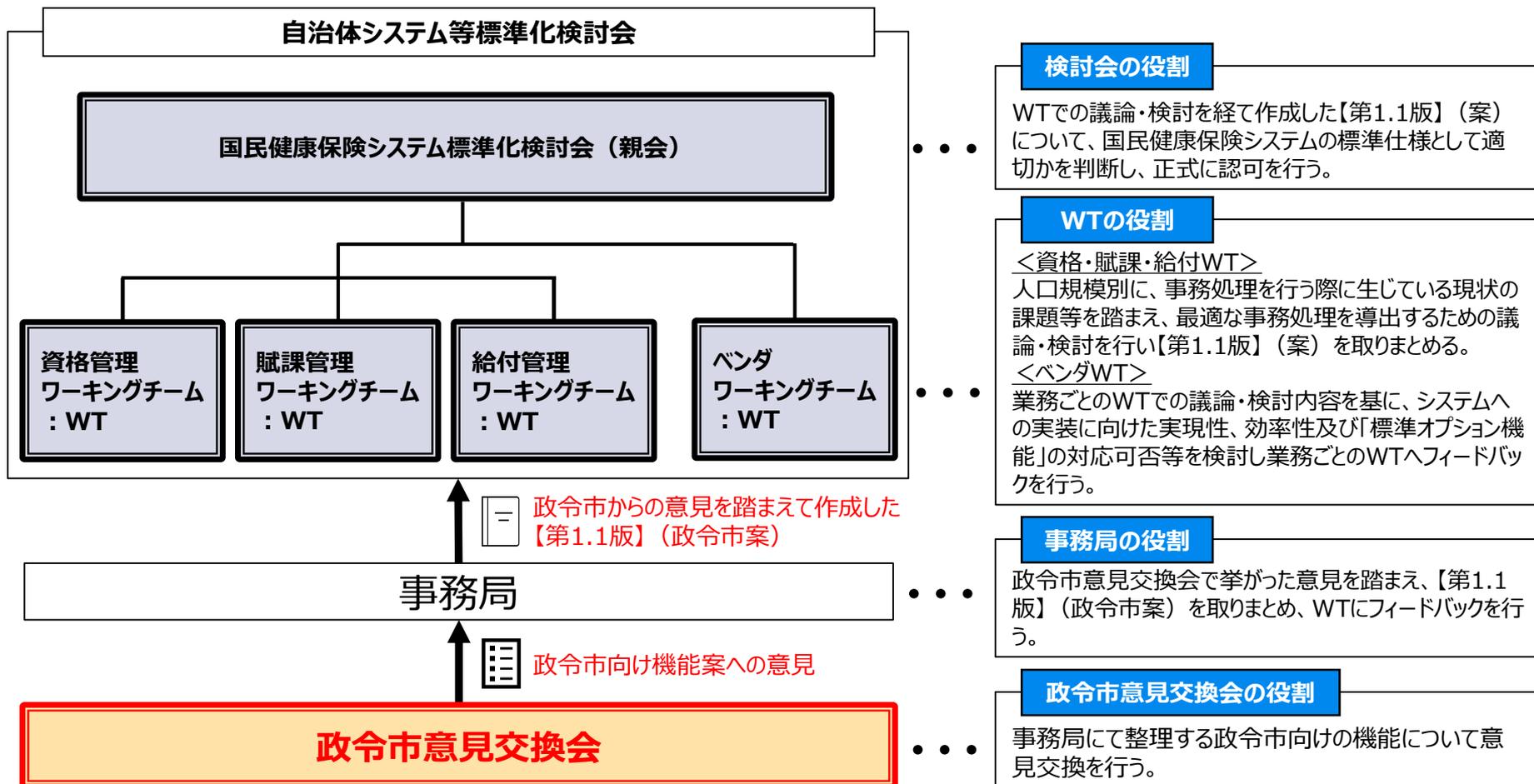
（※1）【第1.0版】で示した機能・帳票要件に対して、事務局で検討した政令市向け機能要件を追加したもの

（※2）【第1.1版】（政令市たたき台）に政令市意見交換会の結果を反映したもの

6. 政令市意見交換会について

○ 政令市意見交換会の検討体制は、以下の通り。

○ 政令市意見交換会においては、事務局にて整理した政令市向けの機能要件を政令市およびベンダ構成員にご確認いただき、実態を踏まえたご意見を聴取することを目的としている。



6. 政令市意見交換会について

○ 政令市向け標準仕様書の検討スケジュール（案）は、以下を想定している。

	令和4年度								令和5年度		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
標準仕様書 改版対応		△8/31 標準仕様書【第1.0版】公開				△12/7 第1回WT △12/23 第1回検討会	△1/10 標準仕様書【第1.1版】（案）公開	△2/17 第2回WT △2/27 第2回検討会	△2/28 標準仕様書【第1.1版】策定 △3/31 標準仕様書【第1.1版】公開		
		デジタル庁方針反映 R4～5制度改正反映 1.0版残事項検討・反映			WT 検討会	1/10～31 全国 意見照会	結果 反映	WT 検討会			
									【第1.1版】（政令市案）を 【第1.1版】（案）にマージ		
政令市向け 機能要件等検討					△12月中旬 標準仕様書【第1.1版】（政令市たたき台） 全政令市に対し公開						
					△12月中旬 第1回政令市意見交換会						
				1.0版の 政令市向け機能抽出 標準システムに対する 政令市要望整理	(政令市 たたき台) 構成員 机上確認	(政令 市案) 作成	第2回 政令市 意見交 換会 (机上 または オンライ ン開 催)		構成員でない政令市（12団体）については 第2回政令市意見交換会実施後、 個別に確認いただく想定。		
(参考) デジタル庁取り纏 め政令市課題等 検討会				①② デジタル庁における 各業務意見照会 結果整理	③ 整理結果に対する 政令市での判定・ 各所への結果共有	④ ベンダにおける 実装可否確認	⑤ デジタル庁、各省庁 及び政令市における 成案取り纏め				